

## 緊急随意契約理由書

工事名：一級河川 六軒家川 応急工事（JR ゆめ咲線上流右岸）

本工事は、令和元年 9 月 3 日に火災した管理施設を緊急に撤去するものである。

現地は、大阪市道に面しており火災により施設が変形・変質し、現道への倒壊の恐れがある非常に危険な状態にあり、緊急に撤去する必要がある。

そのため、直ちに発注の必要のある「特に急迫を要する緊急工事」として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づき緊急随意契約するものである。

本工事にあたっては、中林・大勝特定建設工事共同企業体が本工事現場に近接して六軒家川防潮堤補強工事を行い、現場について精通し、また資機材も整い早急な対応が可能であることから選定するものである。